

東京農工大学農学府長候補適任者選挙管理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 第8条 選挙の事務は、府中地区事務部<u>事務長</u>が指名した者が行うものとする。</p>	<p>本則 第8条 選挙の事務は、府中地区事務部<u>事務部長</u>が指名した者が行うものとする。</p>	

附 則

附 則（令和3年4月1日規程第15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。